

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、平成25年第4回大槌町議会定例会を開会いたします。

では、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部六平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

6番、東梅康悦君及び7番、小林則明君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（阿部六平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月11日までの6日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月11日までの6日間と決定いたしました。

---

日程第3 諸般の報告及び行政報告

○議長（阿部六平君） 日程第3、諸般の報告及び行政報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議長会等の動向につきましては、その概要を取りまとめ、お手元に配付しておりますので、ごらん願います。なお、詳細につきましては、関係書類は事務局にございます。

次に、本日まで受理した請願は、会議規則第91条及び92条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたから報告いたします。

次に、東梅康悦議員と里館裕子議員から提出された議会報編集特別委員の辞任願については、平成25年11月27日、委員会条例第12条第2項の規定により、議長が辞任を許可しましたので報告いたします。

あわせて議員会条例第7条第4項の規定により、欠員となった議会報編集特別委員に

芳賀 潤議員と東梅 守議員を新たに選任したので、報告いたします。

以上で私からの諸般の報告を終わります。

続いて、釜石大槌地区行政事務組合議会の報告を金崎悟朗君にお願いいたします。ご登壇願います。

○9番（金崎悟朗君）〔報告書のとおり〕

○議長（阿部六平君） 続いて、岩手県沿岸知的障害児施設組合議会の報告を東梅 守君にお願いいたします。ご登壇願います。

○3番（東梅 守君）〔報告書のとおり〕

○議長（阿部六平君） 続いて、岩手沿岸南部広域環境組合議会の報告を岩崎松生君にお願いいたします。ご登壇願います。

○11番（岩崎松生君）〔報告書のとおり〕

○議長（阿部六平君） 続いて、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を阿部義正君にお願いいたします。ご登壇願います。

○13番（阿部義正君）〔報告書のとおり〕

○議長（阿部六平君） 次に、行政報告を行います。町長、ご登壇願います。

○町長（碓川 豊君）〔報告書のとおり〕

○

日程第 4 報告第 14号 第3期大槌町障がい福祉計画策定に係る報告について

日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について

日程第 6 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦について

日程第 7 議案第 94号 職員の修学部分休業に関する条例の制定について

日程第 8 議案第 95号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

日程第 9 議案第 96号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第 97号 大槌町後期高齢者医療に関する条例及び大槌町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第 98号 岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

日程第12 議案第 99号 三陸地方拠点都市地域推進協議会の廃止の協議に関し議決を求めることについて

日程第13 議案第100号 平成25年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについて

日程第14 議案第101号 平成25年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについて

日程第15 議案第102号 平成25年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第4、報告第14号第3期大槌町障がい福祉計画策定に係る報告についてから日程第15、議案第102号平成25年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについてまで、12件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。

諮問第1号と第2号については町長から、それ以外については総務部長から説明を求めます。町長。

○町長（碓川 豊君） 私から諮問2件に関して提案理由を申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員の推薦については、本年12月31日をもって任期満了となる人権擁護委員及川 正氏につきまして、引き続き委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会に諮問するものであります。

及川氏の経歴につきましては、学歴、職歴、公職歴は記載のとおりですので、省略させていただきます。及川氏の住所は大槌町本町3番19号、生年月日及び年齢は昭和21年11月27日生まれ、67歳です。任期は平成26年1月1日から平成28年12月31日までの2カ年となります。

諮問第2号人権擁護委員の推薦については、本年12月31日をもって任期満了となる人権擁護委員高橋英悟氏につきまして、引き続き委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会に諮問するものであります。

高橋氏の経歴につきましては、学歴、職歴、公職歴は記載のとおりですので、省略させていただきます。高橋氏の住所は大槌町吉里吉里4丁目4番7号、生年月日及び年齢は昭和47年5月2日生まれ、41歳です。任期は平成26年1月1日から平成28年12月31日までの2年間となります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 平成25年度大槌町議会12月定例会における報告1件及び議案9

件について、一括で提案理由を申し上げます。

報告第14号第3期大槌町障がい福祉計画策定に係る報告については、大槌町行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条第2項の規定により、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とする第3期大槌町障がい福祉計画を策定したことから、これを議会に報告するものであります。

議案第94号から議案第97号までの条例の制定及び一部を改正する条例につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第94号職員の修学部分休業に関する条例の制定については、地方公務員法第26条の2の規定により、職員の自主的な研さんのため、大学等その他教育機関での修学の時間の確保等に関して条例を制定するものであります。

議案第95号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、地方公務員法第26条の3の規定により、定年前の一定の期間、短時間勤務を認め、ボランティア等地域活動等に参画する時間の確保等に関して条例を制定するものであります。

議案第96号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、災害派遣手当の支給の対象となる職員をこれまでの災害対策基本法第32条第1項に定める災害応急対策又は災害復旧のための派遣から大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項の定める大規模災害における復興計画の策定等への派遣に範囲を拡大するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第97号大槌町後期高齢者医療に関する条例及び大槌町介護保険条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されることに伴い、延滞金の利率の見直しが行われたことから、この見直しに準じた取り扱いとするため条例の一部を改正するものであります。

議案第98号岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し、議決を求めることについては、雫石・滝沢環境組合の構成団体である滝沢村が平成26年1月1日に市に移行することにより、組合の名称を滝沢・雫石環境組合と市、町の順に変更することから、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、規約の一部改正について議会の議決を求めるものであります。

議案第99号三陸地方拠点都市地域推進協議会の廃止の協議に関し議決を求めることについては、三陸地方拠点都市地域推進協議会を廃止することに関し、地方自治法第252条の6の規定により、その例によることとされる同法第252条の2第3項の規定により、釜

石市、宮古市、大船渡市、陸前高田市、山田町及び住田町と協議するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第100号から議案第102号までの補正予算については、地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するものであります。

議案第100号平成25年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについては、旧大槌中学校跡地の大槌消防庁舎建設用地造成工事及び旧大槌町役場庁舎一部解体工事を計上しており、また三枚堂地区ほか3地区の災害公営住宅建物購入費の減額等により、歳入歳出予算から19億7,010万3,000円を減額し、歳入歳出総額を759億9,314万7,000円とするものであります。

なお、工期が翌年度に及ぶことから都市計画マスタープラン策定事業ほか3件について、繰越明許費を設定するとともに、工期及び賃借期間が平成28年度に及ぶことから安渡地区津波復興拠点整備事業及び仮設安渡公民館賃借料に関して債務負担行為を追加するものであります。

また、臨時財政対策債の確定により地方債を変更するものであります。

議案第101号平成25年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについては、大ヶ口地区汚水管路新設工事の工期が翌年度まで及ぶことから繰越明許費を設定するものであります。

議案第102号平成25年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについては、水道施設の修繕及び電気料等動力費の増額により、営業費用に340万5,000円を追加し、収益的支出の予定総額を2億238万9,000円とするものであります。

復旧・復興事業の進捗に伴い必要となった消火栓設置工事の増により、一般会計からの負担金を457万5,000円追加し、資本的収入の予定総額を4億4,769万7,000円とするものであります。また、資本的支出につきましては、消火栓設置撤去工事及び量水器購入費用の増により、建設改良費に114万6,000円を追加し、資本的支出の予定総額を5億2,268万2,000円とするものであります。

以上、報告1件、議案9件に関して一括で提案理由を申し上げました。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 以上をもって当局の説明は終わりました。

本日はこれをもって散会といたします。

あす7日から9日まで議案思考のため休会といたし、12月10日は午前10時より再開い

たします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

散 会 午前11時06分